

資料4 （仮称）ひきこもり等の支援ガイドライン（案）に関する意見について

KHJ 全国ひきこもり家族会連合会 上田 理香

●「ひきこもり等の支援ガイドライン」の「支援」という文言の再考について

本ガイドラインの「支援」という文言は、「支援者—利用者」（支え手—受け手）という、支える側、支えられる側が固定化した関係を印象づける。前回、支援団体の支援員がどのような理念、どのようなまなざしで当事者や家族に関わろうとしているのかが重要と述べた（資料3に発言記載）。しかし、本ガイドラインにおいて、当事者、家族の存在は、支援を受けるべき者、支援機関を利用すべき対象者という見方で書かれている印象は否めない。

一方、当事者会や家族会（地域家族会含む）などは、相互扶助の精神に基づき、支え、支えられる相互の循環で成り立っている。支援という枠組みを超え、自発的に助け合いを行う関係である。似たような経験を持つ人との出会い、つながり、分かち合いを通じて、孤立感を解消し、生きる希望（意欲）を取り戻す。安心できる「つながり」は、互いの支えとなっている。それを踏まえると、「支援」という限定的な文言ではなく、より対等な「人」と「人」との関わり合いを含む「サポート（相互扶助・互助・ピアサポート含む）」という表現の方が、新ガイドラインにはふさわしいのではないかと考えられる。他の名称案として、「ひきこもり等のサポートガイドライン」または、「ひきこもりに関わる方へのガイドライン」などが考えられる。検討をお願いしたい。

●「回復することを目的に」回復についての注釈について(P1-1)

「その人の尊厳を守り、回復することを目的に行われるものであり、」

（回復をひきこもりを脱すると解釈する人もいるので、回復の注釈を、提言（p26）から引用する。

※本ガイドラインにおける「回復」とは、当事者・家族が、人とつながりながら、自らの意思で孤立感を解消し、生きる意欲、自己肯定感、自尊感情を取り戻していくことを意味します。

●支援の目標について(P2-5)

提言(p26)から引用をお願いしたい。自己肯定感、自尊感情の回復は、家族にとっても重要である。

（現状）支援の目標を自立支援ではなく、当事者等の尊厳と自己肯定感の回復とすること

↓

（変更後）当事者や家族が自己肯定感、自尊感情を取り戻し、生きる意欲を高め、人とのつながりを取り戻す

●家族支援の推進について(P2-4)

提言(P27)より引用、及び、家族支援をより正確に理解するため、取り消し線部分の説明を補足。

（現状）当事者の多くは家族と日常生活を共にしており、最初の相談者は家族であることが多く、家族が当事者への理解を深めることで築かれる良好な関係により、当事者が安心感や自尊心を回復し、家族全体が生きる意欲を回復することにつながります。また、当事者と家族との間に信頼関係が構築されることにより、当事者支援の主台となります。

一方で、複合的な課題、家族関係のこじれなどによるストレス、将来への不安や焦りなどを抱えているなど、当事者だけでなく家族も支援を必要としています。当事者を支える家族が落ち着いて、心のゆとりを回復するとともに、~~社会から孤立しないよう、支援を行うことが大切です。~~

↓

(変更後)また、当事者と家族との間に信頼関係が構築されることにより、当事者が家族以外の人たちと出会って関わっていくきっかけを得やすくなります。

一方で、家族もまた複合的な課題、家族関係のこじれなどによるストレス、将来への不安や焦りなどを抱えているなど、当事者だけでなく家族も支援を必要としています。当事者を支える家族が落ち着いて、心のゆとりを回復するために、家族の心情に寄り添った家族相談（家族の話にとにかく耳を傾け、安心して思いの丈を語っていただく）は特に重要です。

また、親同士、きょうだい同士のつながりや相互の学び、分かち合いの場（家族会、きょうだい会、家族教室等）は、社会で孤立せず、同じような境遇の理解者を得て、安心と希望を取り戻していくために無くてはならない社会資源である。

●P2 本ガイドラインの位置付け(1)「適切な支援」という表現について

(現状)当事者や家族の状況・心情に寄り添った適切な支援を継続して行うことが重要です

※「適切」という言葉の基準が、あいまいなので、用いない方がいいのではと思います。

↓

(変更後)当事者や家族の状況・心情に寄り添ったサポート、関わりを、継続して行うことが重要です。

●P2 本ガイドラインの位置付け(1)(2)「各支援団体や関係機関」の補足について

(現状)各支援団体や関係機関 → (変更後)各支援団体や関係機関（当事者会、地域家族会を含む）

●P2 本ガイドラインの位置付け(4)「当事者等を支援します」

(変更後) 当事者・家族を支援します。

●P6 【1】相談・支援

家族を対象とした個別面接や親同士の交流会等を行うなど、家族を通じた当事者本人への働きかけ（間接的支援）を行う。

↓

家族を対象とした個別面接や親同士の交流会、学習会等を行う。親子関係が修復されていくにつれて、家族は本人の伴走者（応援者）となる。支援員は家族を通じて、当事者への働きかけ（間接的支援）を行うことができる。

●P6 【3】社会参加への準備支援

ボランティアなどの社会体験活動を通じて、生活習慣の改善やコミュニケーションスキル能力の向上を図り、自分が社会において役立つ存在であるという自信を向上させる。

↓

ボランティアやごく短時間でも働ける仕事などのプレッシャーのない社会体験活動の選択肢を用意することによって、生活習慣の改善やコミュニケーションスキル能力の向上を図ることができ、自分が社会において必要とされる存在であるという自信を向上させることができる。

●P7 (3)支援内容

イ 対象者の把握

ホームページやチラシ等での広報により、訪問相談・支援についての周知を図る

↓

ホームページやチラシ等での広報により、相談・支援についての周知を図る

●P8 キ 複数の支援員等による検討

可能な限り臨床心理士などの専門職を含めることが望ましい。

↓

可能な限り、当事者や家族の心情に寄り添える公認心理師などの専門職を含めることが望ましい。

※資格要件として、民間資格より国家資格の方が望ましいのではないかな。

※ひきこもり相談経験が3～5年以上など基準を設けたらどうか。

●P8 家族との信頼関係の構築 P11 ク 家族(きょうだいを含む)との信頼関係の構築

支援開始後、できるだけ早い段階において、~~(可能であれば当事者を含めて) 家族と支援員とが落ち着いて話し合う機会を確保することは、円滑な支援の実施に向けて、家族との信頼関係の構築に有効である。~~

↓

支援開始後、できるだけ早い段階において、家族との信頼関係を築くことが重要である。家族の話にとにかく耳を傾け、これまでの時間を労い、十分に受け止める。家族の不安と焦りが減り、心のゆとりを取り戻すことは、間接的に当事者の不安の軽減につながる。支援員は当事者を支える(当事者に関わる)家族(きょうだい含む)の心情に寄り添い、継続的にサポートしていくことが大切である。

●P8 コ 家族を対象とした個別面接や学習会、交流会等の実施

●P11 ケ 家族(きょうだいを含む)を対象とした個別面接や学習会、交流会等の実施

支援団体の実状に応じ、家族が当事者の状況を正しく理解するとともに、当事者への望ましい接し方を習得できるようにするため、家族を対象とした個別面接や学習会等を定期的に開催するなど、必要に応じて情報提供を行う。また、家族の心理的な負担を軽減し、社会的な孤立を防止するため、家族親同士で互いに情報を交換しつつ想いを共有する交流会等を定期的に開催するなど、支援団体の実状に応じて必要な支援を行う。

↓

必要に応じて学びの場を提供する。また、家族の心理的な負担を軽減し、社会的な孤立を防止するため、家族同士で互いに情報を交換しつつ想いを共有する交流会等を定期的に開催したり、家族会や地域家族会につなぐなど、必要な支援、情報提供、連携を行う。

●P9【2】自宅以外の居場所の提供

(3)居場所の提供

ア 居場所の情報提供 開設

ひきこもりの状態にある当事者や家族が利用できる居場所の情報を提供する。当事者や家族が抱える背景や事情は様々であるため、当事者会や家族会、オンライン居場所も含め、当事者や家族が自分に合った様々な種類、方式を選択できることが望ましい。

イ 対象者の把握 → 居場所の広報・周知

ホームページやチラシ、メディア等での広報により、居場所や活動内容についての周知を図り、当事者や家族からの申込みや問い合わせ、他の支援機関等からの紹介を通じて、居場所を広く知ってもらう。対象者を把握する。

オ 適切な他の支援機関等の紹介

支援団体の実状に応じ、当事者の状況や希望を踏まえ、適切な他の支援機関、関係機関等の紹介を行う。

●P10【3】社会参加への準備支援

(ア) 家族向けのセミナーや説明会の開催

~~参加した家族からの相談を通じて、対象者（当事者）を把握する。~~

↓

参加した家族からの話を聞き、本人の状態をアセスメントする。一步を踏み出すためには、家族関係の安定が土台になることを伝える。

(イ) 他の支援機関等からの紹介

~~他の支援機関等からの紹介を受け、対象者を把握する。また、把握した対象者が支援を受けられるよう、必要な働きかけ等を行う。~~

↓

他の支援機関等からの紹介を受ける場合は、家族、当事者の状況についてアセスメントを行う。家族、当事者、それぞれの希望や言い分が異なる場合があるので留意する。

資料 5-2 「都の連携団体」として協定を締結するにあたり、実地確認する主な事項(案)

家族会・地域家族会の場合は、相互扶助の精神で活動しているため、以下の下線部分のような表現も併せて記載いただきたく思います。

② 支援内容や支援活動の対象者、利用環境、利用者・支援員の様子、支援の活動範囲

もしくは、活動内容や参加者、参加環境、参加者・世話人の様子、支援の活動範囲

③ 利用料（または参加費）等を徴収している場合、その金額が支援（活動）内容に対して著しく過大でないこと

以上